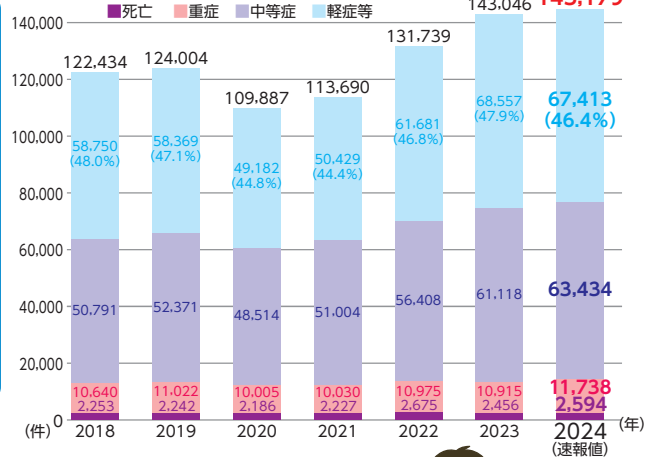


救急搬送における選定療養費の徴収について

本県の救急医療の現状

- ▶ 救急車の要請に対し、救急隊は**原則搬送**することとされており、**搬送を拒否することはできません**。
- ▶ 一方で、救急搬送件数を見ると、近年、増加傾向にあり、令和5年（2023年）は14万件を超え、過去最多を更新しましたが、その6割以上が**一般病床数200床以上の病院に集中**し、うち約半数は軽症患者が占め、中には**緊急性の低いケース**も見受けられます。
- ▶ さらに、令和6年（2024年）4月からの医師の時間外労働の上限規制強化の影響もあり、**今後、救急医療現場の更なるひっ迫が懸念**される状況となっています。

本県の救急搬送の現状について



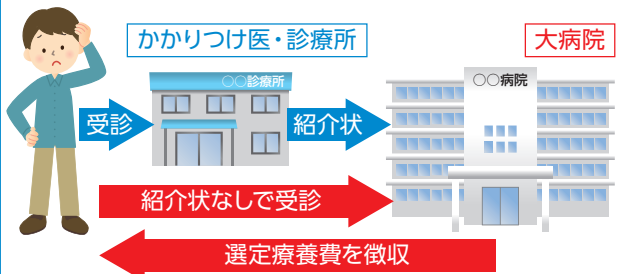
このままの状況が続くと…

- ▶ 真に救急医療を必要とする緊急性の高い患者に医療を提供できず、**救える命が救えなくなる事態**が懸念されます。
- ▶ 茨城県では重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、令和6年(2024年)12月2日から、救急車で搬送された方のうち、**救急車要請時の緊急性が認められない場合は、下記の対象病院において選定療養費を徴収**しています。

※救急車による搬送が必要な緊急性のある症状については、引き続き、選定療養費を徴収しませんので、緊急の場合は、これまで通りためらわずに救急車を要請してください。

選定療養費とは

- ▶ 医療機関はその機能・規模により地域で担う役割が異なりますが、「とりえず大病院を受診」という傾向になりやすく、一部の大病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の増加が課題となっていました。
- ▶ このため、平成28年度（2016年度）から、紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、一定の負担（選定療養費）を患者に求めることが義務化されました。



対象病院 (23病院) ※順不同	【水戸市】 総合病院水戸協同病院、水戸赤十字病院、水戸済生会総合病院 【茨城町】 水戸医療センター 【東海村】 茨城東病院 【土浦市】 総合病院土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター 【つくば市】 筑波大学附属病院、筑波メディカルセンター病院、筑波記念病院、筑波学園病院 【龍ヶ崎市】 龍ヶ崎済生会病院 【牛久市】 牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院 【筑西市】 茨城県西部メディカルセンター	【笠間市】 茨城県立中央病院 【ひたちなか市】 ひたちなか総合病院 【神栖市】 白十字総合病院 【阿見町】 東京医科大学茨城医療センター
	【日立市】 日立総合病院 【鹿嶋市】 小山記念病院 (2025年10月1日～) 【取手市】 J Aとりで総合医療センター 【境町】 茨城西南医療センター病院	
対 応	初診時に紹介状なしで上記病院を受診すると選定療養費の支払いが必要となります。 救急車で搬送された方についても、救急車要請時の緊急性が認められない場合には、上記病院において、選定療養費を徴収いたします。 【徴収の対象外となる場合】 ○再診の場合（当該医療機関により再診と認められる受診であって、他の医療機関への紹介を受けていない場合に限り） ○国・地方の公費負担医療制度の受給対象者の場合（一部例外あり） ○無料低額診療事業の対象患者の場合 ○H I V患者の場合（上記のうちエイズ拠点病院に限る） ○その他、国の法令等に基づき、医療機関により徴収の対象外とされている場合	
料 金	筑波大学附属病院は13,200円、総合病院土浦協同病院、筑波メディカルセンター病院は11,000円、小山記念病院は3,300円、白十字総合病院は1,100円、その他は7,700円 ※従来から徴収している通常の初診に係る選定療養費と同額	

【問合せ】 茨城県 保健福祉部 医療局 医療政策課 ☎ 029-301-2689